

野田市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和6年11月27日

野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

野田市教育委員会規則第5号

野田市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

野田市立図書館の管理及び運営に関する規則（昭和60年野田市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「をし、」を「及び」に改め、「という。）」の次に「又はこれに代わる符号（次条及び第15条において「利用カード等」という。）」を、「交付」の次に「又は付与」を加える。

第8条第1項中「及び」を「若しくは」に、「利用カード若しくは利用登録用紙に記載した内容」を「第7条第2項の規定による登録の内容」に改め、同条第2項及び第3項中「利用カード」を「利用カード等」に改める。

第12条第2項中「をし、」を「及び」に改める。

第15条第1項中「者は」の次に「、第7条第2項の規定による登録及び利用カード等の交付又は付与を受けた者であって」を加え、同条第2項中「をし、利用カードの交付を受け、これにより」を「を受け、利用カード等により、電話その他館長が認める方法により」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月1日から施行する。